一　保安林の所在場所　高知県香美市物部町別府字ナロ七一の四
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナロ七一の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県四万十市佐岡字イヤカ谷奥九六七から九七一まで、九七二の一、九七二の二、九七三、九七五、九七六、九七七の一、九七七の二、九七八から九八三まで、九八四のイ、九八四のロ、九八五の一、九八六、九八七の一、九八七の二、字西古大坂山一二六八のリ、一二六八のレ、字南イヤゲ谷一二七六の一、一二七六の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字イヤカ谷奥九八二・字西古大坂山一二六八のレ・字南イヤゲ谷一二七六の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町川井七二六八、七二八六から七二八八まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
川井七二八六・七二八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町野老山字シオホ四九八五、七三三二から七三三八まで、七三四〇から七三四三まで、字マツガナロ七一八〇、七一八一、七一八三、七一八六、七一九三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字シオホ四九八五・字マツガナロ七一八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町上八川下分字タラヤブ一〇七四一から一〇七四三まで、字石穴一〇八一一、一〇八一二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字タラヤブ一〇七四一・字石穴一〇八一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡仁淀川町津江字東ヤシキノ前八、九、一一六、一一七、一一八の三、下名野川字ツエノヒガシタニ九五四、九五五の一から九五五の三まで、九五九、九六〇、九八一、字ミメヨシ一〇三四、一〇三五、一〇三六の一、一〇三七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東ヤシキノ前一一六・一一七・字ツエノヒガシタニ九五五の二・九五五の三・字ミメヨシ一〇三五・一〇三六の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成二十七年七月十五日
農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県吉野川市美郷字栩谷二五四の四、二五四の五、二五七の五
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　指定理由の消滅